

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東 京 電 力 株 式 会 社
取締役会長 數 土 文 夫

第90回定時株主総会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、平成26年6月25日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

21ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールA

〔開催場所が前回と異なりますので、裏表紙の「株主総会」会場ご案内図〕をご参照ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案 取締役11名選任の件

<株主提案（第2号議案から第11号議案まで）>

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 定款一部変更の件（1）

第4号議案 定款一部変更の件（2）

第5号議案 定款一部変更の件（3）

第6号議案 定款一部変更の件（4）

第7号議案 定款一部変更の件（5）

第8号議案 定款一部変更の件（6）

第9号議案 定款一部変更の件（7）

第10号議案 定款一部変更の件（8）

第11号議案 定款一部変更の件（9）

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を、電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

以上

-
1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
 2. 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告及び監査報告は、別添の「平成25年度報告書」とおりであります。ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/soukai-j.html>）に掲載しておりますので、「平成25年度報告書」には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/syusei-j.html>）等でお知らせいたします。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員の任期が本総会終了の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

(五十音順)

	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
1	<p>あね がわ たか ふみ 姉川尚史 (昭和32年4月11日生)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成16年10月 当社技術開発研究所電動推進グループマネージャー 平成23年7月 当社原子力設備管理部部長代理兼技術開発研究所 平成23年12月 当社原子力設備管理部部長兼技術開発研究所 平成24年9月 当社原子力設備管理部部長兼技術開発研究所兼原子力改革特別タスクフォース事務局長 平成25年6月 当社常務執行役 (現在にいたる)</p>	株 4,283
2	<p>くに い ひで こ 國井秀子 (昭和22年12月13日生)</p>	<p>平成17年6月 株式会社リコー常務執行役員 平成20年4月 株式会社リコーグループ執行役員 平成20年4月 リコーソフトウェア株式会社(現リコーITソリューションズ株式会社)取締役会長 (平成25年3月まで) 平成21年4月 株式会社リコー理事 (平成25年3月まで) 平成24年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授 (現在にいたる) 平成25年4月 芝浦工業大学学長補佐 (現在にいたる) 平成25年10月 芝浦工業大学男女共同参画推進室長 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> 芝浦工業大学学長補佐兼大学院工学マネジメント研究科教授兼男女共同参画推進室長</p>	0株

氏名 (生年月日)	略歴, 地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
<p>3</p> <p>こばやし よし みつ 小林 喜光 (昭和21年11月18日生)</p>	<p>平成19年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長 (現在にいたる)</p> <p>平成19年4月 三菱化学株式会社代表取締役社長</p> <p>平成21年4月 株式会社地球快適化インスティテュート代表取締役社長 (現在にいたる)</p> <p>平成24年4月 三菱化学株式会社取締役会長 (現在にいたる)</p> <p>平成24年6月 当社取締役 (現在にいたる)</p> <p><重要な兼職の状況> 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長 三菱化学株式会社取締役会長 株式会社地球快適化インスティテュート代表取締役社長 株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役</p>	<p>株 16,379</p>
<p>4</p> <p>さの とし ひろ 佐野 敏弘 (昭和27年9月10日生)</p>	<p>昭和52年4月 当社入社</p> <p>平成20年6月 当社火力部長</p> <p>平成21年6月 当社執行役員火力部長</p> <p>平成23年6月 当社常務取締役</p> <p>平成24年6月 当社常務執行役 (現在にいたる)</p> <p><重要な兼職の状況> 鹿島共同火力株式会社代表取締役会長 (注1)</p>	<p>株 7,822</p>
<p>5</p> <p>しま だ たかし 嶋田 隆 (昭和35年3月20日生)</p>	<p>平成21年2月 財務大臣, 金融担当大臣秘書官</p> <p>平成21年9月 経済産業省経済産業研修所長</p> <p>平成22年7月 経済産業省通商政策局通商機構部長</p> <p>平成23年1月 経済財政政策担当大臣政務秘書官</p> <p>平成23年9月 原子力損害賠償支援機構理事兼事務局長</p> <p>平成24年6月 原子力損害賠償支援機構連絡調整室長 (現在にいたる)</p> <p>平成24年6月 当社取締役, 執行役 (現在にいたる)</p> <p><重要な兼職の状況> 原子力損害賠償支援機構連絡調整室長</p>	<p>0株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
6 数 土 文 夫 (昭和16年3月3日生)	平成17年4月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成22年4月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社取締役 平成22年6月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社相談役 (現在にいたる) 平成23年4月 日本放送協会経営委員会委員長 (平成24年5月まで) 平成24年6月 当社取締役 平成26年4月 当社取締役会長 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社相談役 大成建設株式会社社外取締役 株式会社L I X I Lグループ社外取締役 武田薬品工業株式会社社外取締役	0株
7 須 藤 正 彦 (昭和17年12月27日生)	昭和45年4月 弁護士 (平成21年12月まで) 平成10年8月 日本ベリサイン株式会社(現合同会社シマンテック・ウェブサイトセキュリティ)社外監査役 (平成21年12月まで) 平成20年7月 株式会社足利ホールディングス社外取締役 (平成21年12月まで) 平成21年12月 最高裁判所判事 (平成24年12月まで) 平成25年1月 弁護士 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> 弁護士	0株
8 内 藤 義 博 (昭和25年7月22日生)	昭和49年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員千葉支店長 平成20年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社取締役、代表執行役副社長 平成25年6月 当社取締役 (現在にいたる)	株 24,296

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
9 ひろ せ なお み 廣 瀬 直 己 (昭和28年2月1日生)	昭和51年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員神奈川支店長 平成22年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社取締役、代表執行役社長 (現在にいたる)	株 17,223
10 ふじ もり よし あき 藤 森 義 明 (昭和26年7月3日生)	平成13年5月 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー シニア・バイス・プレジデント (平成23年6月まで) 平成20年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社(現日本GE株式会社)代表取締役会長兼社長兼CEO 平成23年3月 日本GE株式会社代表取締役会長 (平成23年6月まで) 平成23年6月 株式会社住生活グループ(現株式会社LIXILグループ。以下同じ)取締役 平成23年6月 株式会社LIXIL取締役 平成23年8月 株式会社住生活グループ取締役代表執行役社長兼CEO (現在にいたる) 平成23年8月 株式会社LIXIL代表取締役社長兼CEO (現在にいたる) 平成24年6月 当社取締役 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> 株式会社LIXILグループ取締役代表執行役社長兼CEO 株式会社LIXIL代表取締役社長兼CEO	株 16,279
11 ます だ ひろ や 増 田 寛 也 (昭和26年12月20日生)	平成6年7月 建設省(現国土交通省)建設経済局建設業課紛争調整官 (平成6年12月まで) 平成7年4月 岩手県知事 (平成19年4月まで) 平成19年8月 総務大臣 (平成20年9月まで) 平成21年4月 東京大学公共政策大学院客員教授 (現在にいたる) 平成25年10月 原子力損害賠償支援機構運営委員 (平成26年3月まで)	0株

- (注) 1. 当社は、鹿島共同火力株式会社から電気を購入しております。
2. 現在当社の取締役である各候補者の担当は、別添の平成25年度報告書22ページから25ページに記載しております。
3. 國井秀子氏、小林喜光氏、數土文夫氏、須藤正彦氏、藤森義明氏及び増田寛也氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由等
- (1) 國井秀子氏は、リコーITソリューションズ株式会社の会長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。
- (2) 小林喜光氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングスの社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 數土文夫氏は、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (4) 須藤正彦氏は、弁護士であり、最高裁判所判事を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることに加え、社外監査役等を務め企業監査に多様な経験を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。
- (5) 藤森義明氏は、ゼネラル・エレクトリック・カンパニーのシニア・バイス・プレジデントや株式会社LIXILグループの社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (6) 増田寛也氏は、岩手県知事や総務大臣を歴任するなど、幅広い経験と見識等を有していることに加え、平成26年3月まで原子力損害賠償支援機構の運営委員を務め当社の経営課題に精通していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

5. 当社は、小林喜光氏、數土文夫氏及び藤森義明氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しており、本総会において各氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、國井秀子氏、須藤正彦氏及び増田寛也氏の取締役選任が承認された場合、各氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

株主提案に対する取締役会の意見は、第2号議案につきましては第2号議案の後に、第3号議案から第11号議案につきましては第11号議案の後に記載しております。

<株主提案（第2号議案から第11号議案まで）>

第2号議案から第11号議案までは、株主からのご提案によるものであります。なお、提案株主（328名）の議決権の数は、2,884個であります。

第2号議案 取締役3名選任の件

○議案内容

河合弘之氏，古賀茂明氏，飯田哲也氏を社外取締役に選任する。

候補者番号 1

氏名 河合 弘之

生年月日 1944年4月18日

略歴 東京大学法学部卒業。1970年4月弁護士登録。さくら共同法律事務所所長，中国残留孤児の国籍取得を支援する会会長，NPO法人フィリピン日系人リーガルサポートセンター代表理事，NPO法人環境エネルギー政策研究所監事，脱原発弁護団全国連絡会共同代表，脱原発法制定全国ネットワーク代表世話人，浜岡原発差止訴訟弁護団長，大間原発差止訴訟弁護団共同代表，福島原発事故告訴団弁護団長，東電株主代表訴訟弁護団長。『脱原発』『東電株主代表訴訟 原発事故の経営責任を問う』など著書多数。

所有する当社普通株式の数 100株

候補者番号 2

氏名 古賀 茂明

生年月日 1955年8月26日

略歴 東京大学法学部卒業。1980年4月通商産業省入省。株式会社

産業再生機構執行役員，経済産業省経済産業政策課長，中小企業庁経営支援部長，内閣官房国家公務員制度改革推進本部事務局審議官などを歴任し，2011年9月退官。同年12月大阪府特別顧問兼大阪市特別顧問。2012年6月大阪府市エネルギー戦略会議副会長（2013年5月まで）。『日本中枢の崩壊』『官僚の責任』『利権の復活』『原発の倫理学』『信念をつらぬく』など著書多数。

所有する当社普通株式の数 0株

候補者番号 3

氏名 飯田 哲也

生年月日 1959年1月8日

略歴 京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻修士課程修了。1983年4月株式会社神戸製鋼所入社(1992年6月まで)。2001年2月認定NPO法人環境エネルギー政策研究所所長。資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会基本問題委員会委員，環境省中央審議会臨時委員，東京都環境審議会委員，大阪府特別顧問兼大阪市特別顧問などを務めた。『北欧のエネルギーデモクラシー』『エネルギー進化論』『原発社会からの離脱』など著書多数。

所有する当社普通株式の数 0株

○提案の理由

我が社は福島原発震災により経営が破綻し，原子力損害賠償支援機構から公的資金，及び銀行から多額の借入金を受けている。従って我が社の経営状況は**国民の立場から精査**する必要がある。

河合弘之氏は数多くの企業の顧問弁護士の経験もあり『逆襲の弁護士』として数々の企業の窮地を救ってきた。また浜岡原発差止訴訟や東電株主代表訴訟などの原発訴訟等も手がけており，社外取締役に適任である。

古賀茂明氏は官僚機構にするどい提言を重ねており，「官僚以上に官僚的」と言われる我が社の体質を改善するには適任である。

飯田哲也氏は早くから再生可能エネルギーへの転換こそが我が国の未来を明るくする道だとし、自治体などと連携して新しい事業形態を提案し成功しており、我が社が生まれ変わるために必要な人材である。

以上3名の社外取締役は**新生東電をアピール**することにもなる。

◇第2号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社は、本年1月に国の認定を受けた新・総合特別事業計画のもと、あらゆる経営資源を総動員して、賠償や福島復興、廃炉を着実にすすめるとともに、本来の責務である電力の安定供給を確実に果たしてまいります。また同時に、従来の経営手法や事業モデルを大胆に転換し、長期にわたり事故の責任を担うに足る経営基盤を確立いたします。

これらの取り組みを的確に推進していくため、指名委員会において、取締役としてふさわしい経験、見識、能力等を有する11名を候補者とする第1号議案を決定しており、この会社提案が最も適切であると考えます。

第3号議案 定款一部変更の件（1）

○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 総合特別事業計画の見直し

第40条 原子力発電所を再稼働しないことを前提として総合特別事業計画を見直し、再提出する。

○提案の理由

我が社は本年1月に経済産業大臣より新・総合特別事業計画（以下、計画）の認定を受けたが、保有する**すべての原発を再稼働しないことを前提**に計画を見直し、再提出すべきである。

福島第一原発事故の収束作業の見通しが立たない中、計画では柏崎刈羽原発の再稼働を本年度中にも見込んでいるが、新潟県はもとより、全国でも原発再稼働への反対の声は強い。

また、同原発は新潟県中越沖地震で3千カ所を超える損傷や不具合が発生

した。現在も13万人以上の人々が福島第一原発事故によって避難生活を余儀なくされていることから考えても、事故の原因企業である我が社がこのよう
な経営判断をすることは許されない。

計画では、もしも原発の再稼働ができなかった場合には、電気料金を最大
で10%上げる考えも示している。これは**電気代を人質に取った再稼働の脅迫**
と言ってよく、国民の強い反発を招くことは必至である。我が社は原発無し
で出直すべきだ。

第4号議案 定款一部変更の件（2）

○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 柏崎刈羽原子力発電所の廃止

第41条 柏崎刈羽原子力発電所を廃止する。

第42条 原子炉施設以外の敷地を再生可能エネルギー及び火力の発電施設
新設のために利用する。

○提案の理由

福島第一原発の「原発震災」により、約17万人の被害者が故郷を失った。

柏崎刈羽原発も同じような軟弱な地盤に立地しており、2007年の新潟県中
越沖地震においても震度7の揺れを経験し、建設時点で想定していた基準地
震動が全く見当外れであったことで、耐震性の見直しを迫られた。

想定される最大地震は、中越沖地震を遙かに超える規模であることが指摘
され、**敷地にはたくさんの断層も走っている**。これらを総合すれば、原発の
運転ができるような状況ではない。

再稼働に向けて設置されたフィルタベント設備は原発の安全を高めるどこ
ろか大量の放射性物質を拡散させる設備で、従業員や住民を大量被曝させる。

泉田新潟県知事も、フィルタベント設備について、住民を被曝させるもの
として厳しく批判している。

原発としては廃止し、送電設備を活用して新エネルギー設備に改造するこ
とで資産の活用を図り、立地地域に貢献する。

第5号議案 定款一部変更の件（3）

○議案内容

以下の章を新設する。

第9章 福島第二原子力発電所の廃止

第43条 福島第二原子力発電所を廃止する。

第44条 廃止後は廃炉のための訓練施設にする。

○提案の理由

我が社は既に福島第一原発の5号・6号機を廃炉とし、収束作業の訓練施設にすると決定している。しかし今後も地震や津波災害及び1～4号機の事故拡大などが予想され、ここだけを訓練施設とするのは危険である。また、空間線量が高く訓練時に作業員の積算被曝量を増やすことから、後背地に支援用の訓練施設及び第二対策本部が必要である。

そこで、より放射線量が低い福島第二原発1～4号機を廃炉のための訓練施設とし、再稼働はしない。

昨年の株主提案に対する取締役会の意見は「(第二原発の)今後の扱いについては、国のエネルギー政策の動向や地域のみなさまのご意見等を踏まえ検討いたします」とある。**地域の声は全基完全廃炉**であり、これが福島の総意であることは、県議会、県知事、立地町を含む双葉郡8町村など市町村の意見及び県民の声が示している。それを一步でも先に進めるために福島第二原発は訓練施設としてのみ活用し、原発としては廃止する。

第6号議案 定款一部変更の件（4）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 原子力発電所の事故収束作業に従事する作業員の処遇

第45条 事故収束作業に当たるすべての作業員に対し、以下の保障を行う。

1. 下請け、日雇いを廃止して本会社がすべての作業員を直接雇用し、社員として妥当な賃金を支払う。
2. すべての作業員の生涯にわたる健康管理のための検査と追跡を本会社の負担で行い、必要な医療費を負担する。

○提案の理由

福島第一原発の事故収束作業に当たる作業員の労働環境、雇用条件は依然として劣悪、作業員の確保も難しくなりつつある。特に事故の原子炉はメルトスルーによりその**廃炉処理は100年**はかかると言われる。

事故収束作業を順調に進めるには、まず作業員に危険な仕事に見合う賃金を支払い、現場に精通した技術者の確保と育成、及び食と住環境の整備が急務である。役員を含む管理職の福島への配置転換を促進し、退職者を随時再雇用する（関係会社も含む）。原発の再稼働は行わず、その費用を事故収束にあてる。

安全対策の軽視ゆえに原発震災を招き、事故後も**処理費用の削減、拙速な作業工程**を強い、**無用な被曝**をさせる役員、及びそれを支持し続ける**株主も猛省**しよう。作業員は被曝に起因する晩発性放射線障害が将来懸念される。彼らの労力と命を張った献身なくして事故収束作業は進まないのだ。

第7号議案 定款一部変更の件（5）

○議案内容

以下の章を新設する。

第11章 原子力発電所の事故収束作業における競争入札の発注基準

第46条 原子力発電所の事故収束作業における競争入札を以下の基準に沿って行う。

1. 労働者の安全と事故の速やかな収束を最優先するため、金額ではなく品質を基準として発注する。
2. 前号に言う品質とは、入札段階で、「作業員の被曝が最小限ですむ工法」及び「最大限の耐久性のある、より優れた物品」を意味する。

○提案の理由

現在福島第一原発の工事において競争入札が行われている。競争入札は通常、より安価な企業に発注するためのものであろう。

だが、事故収束作業では**“より安価”**を目的とした**競争入札**は行うべきではない。

元請企業がコストの叩き合いをすれば、工法、使用する物品、はては作業

員単価にまで影響が及ぶ。落札企業は単価の高い作業員つまり高い技能や知識をもった作業員を使えなくなる。その結果、作業に手間取ったり、失敗したりすることによるやり直し等で、作業員が余分に被曝する危険性が增大する。また、より安全な工法であってもコスト高の理由で使えず、被曝線量を増やすこともありうる。物品についても、安さを優先したために早期に交換を強いられ（例：ホースをカナフレックスからPE管に交換）かえって高くなり、かつ被曝線量増加の一因となりうる。

事故収束作業の競争入札は、金額ではなく**品質を基準**にして選ばなければならない。

第8号議案 定款一部変更の件（6）

○議案内容

以下の章を新設する。

第12章 再処理事業からの撤退

第47条 日本原燃株式会社への出資、債務保証を取り止め、再処理事業から撤退する。

第48条 日本原燃株式会社に支払った再処理前受金の返還を求める。返還された再処理前受金は福島第一原子力発電所事故の被害者への賠償金として使う。

○提案の理由

国費により支えられる我が社は、本店の売却まで検討していた。昨年、日本原燃は、同様に資金繰りに困窮していた日本原電に、再処理工場建設の前受金を返還する形で400億円を支援するという異例の出来事があった。

同社は六ヶ所再処理工場の操業延期を繰り返し、電力10社から再処理前受金という支援を受ける身で、2005年の試験操業以来毎年売上げ3,000億円を計上、前受金は総額1兆円を超える。だが**技術的にも経済的にもまともに再処理事業など行える見込みはない。**

操業開始後メーカー保証の2年を超えて工場の修理費が出るようになれば、瞬く間に負債だけが増えていく。東海の再処理工場の運転経緯を見れば自明だ。このような**蟻地獄**から免れるためには、再処理事業から撤退するほかな

い。

とりわけ我が社に日本原燃を支える余裕などない。日本原電と同様、これまでの前受金を少しでも返還してもらい、それを福島原発震災の被害者賠償にあてる。

第9号議案 定款一部変更の件（7）

○議案内容

以下の章を新設する。

第13章 東通原子力発電所建設の中止

第49条 東通原子力発電所新設計画を中止する。

第50条 東通村の建設予定地を再生可能エネルギー関連施設の建設に活用する。

○提案の理由

我が社の東通原発計画は138万5千kW 2基。1号機は震災2ヶ月前に着工したが、東日本大震災により中断を余儀なくされ、その後の調査で敷地内に**活断層の存在が明らかになった**。

震災後に設置された原子力規制委員会の有識者会合では、我が社敷地の南側に隣接して建っている東北電力東通原発1号機の破砕帯について「耐震設計上考慮すべき活断層」との調査結果が公表された。

隣接している我が社の所有地にも同じ断層は延びており、同様に活断層であることは明白だ。ここは原子力施設を建てられるような場所ではなかった。

また、我が社の原発はいずれも消費地から遠く離れて立地し、送電に要するコストも大いなる無駄である。

原発は地元には大きな負担と迷惑をかける。今後、敷地は東通村や青森県の地域発展と**未来の世代への投資**のため、風力発電所など再生可能エネルギーの基地とし、周辺地域に送電することとする。

第10号議案 定款一部変更の件（8）

○議案内容

以下の章を新設する。

第14章 放射線被曝及び放射線公害の抑止

第51条 原子力発電所の周辺住民に対し、放射線被曝をもたらしてはならない。

第52条 環境を放射性物質で汚染してはならない。

○提案の理由

すでに我が社は福島原発震災により巨額の事故対策費や損害賠償費を抱え、これ以上の負の出費は厳に避ける必要がある。加えて福島原発の事故処理だけでもそのための技術的能力は未熟で、国内どころか国際的な支援を求めている。今や**世界に並ぶものがない最悪の公害企業**という汚名を戴き、これ以上の公害を垂れ流すことはもはや倫理的にも許されない。

原子力の新規制基準は、従来立地審査指針で定めていた敷地外への放射能放出規制を覆し、フィルタベント設備による放出線量の低減を前提に、周辺環境への放射能放出を認めることとなった。これに対し、環境中に放射能を放出する設備だとして新潟県の強い抵抗を受け、柏崎刈羽原発では地上式に加え地下式のフィルタベント設備を計画している。だが前例のないその技術には信頼性もなく、大いなる賭けとなる。事故がなくても日常的に放射能を放出せざるを得ない原発からは完全撤退すべきである。

第11号議案 定款一部変更の件（9）

○議案内容

以下の章を新設する。

第15章 株主代表訴訟への関与

第53条 本会社は役員が株主代表訴訟を起こされた場合、中立を保ち、補助参加等はしない。

○提案の理由

元役員らが福島原発震災の責任を問われて株主代表訴訟で訴えられているが、我が社は総会に諮ることなく補助参加し係争中である。その賠償総額は5兆5千億円で、提訴当時の算定損害額に基づく。すでに現時点の損害総額は11兆円の見通しとされ、今後もどこまで膨らむか不透明だ。

我が社のタスクフォースの調査結果によれば、元役員らは一定の責任を認

めており、もはや彼らの経営責任を逃れることはできない。津波対策のみをとっても、過去に幾度も社内で試算を繰り返し、最大15.7メートルという試算値も得ていたうえ、これを津波襲来の4日前まで規制機関にすら隠ぺいしていたことが露見、想定外の津波によるという免責は通用しない。

何より吉田元所長は津波対策をとらなかったことを悔いていたとの話である。その遺志を尊重し、ここで無責任体制を一掃するため補助参加を降らせる。元役員らからの賠償金は、原告らの要求通り被害者の賠償等にあてる。

◇第3号議案から第11号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**いずれの議案にも反対いたします。**

会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から、取締役会の決定に委ねることを基本としております。ご提案の内容は、いずれも業務執行に関する事項であり定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、それぞれの議案につきまして、以下のとおり付言いたします。

<第3号議案から第5号議案>

原子力発電は、本年4月に策定された国のエネルギー基本計画において、「重要なベースロード電源」と位置づけられており、当社にとって柏崎刈羽原子力発電所は、電力の安定供給を確保するうえで重要な電源であると考えております。

このため、当社は、新・総合特別事業計画に基づき、柏崎刈羽原子力発電所のハード・ソフト両面における安全対策の強化に徹底して取り組むとともに、こうした取り組みについて地域の方々をはじめ広く社会のみなさまに丁寧にご説明し、ご理解いただけるよう一層努力してまいります。

また、福島第二原子力発電所では、安定的な冷温停止の維持に必要な設備等の健全性を確保しつつ、福島第一原子力発電所の廃炉作業を支援しているところであります。同発電所の今後の扱いについては、現時点では未定であり、国のエネルギー政策や地域の方々をはじめ広く社会のみなさまのご意見等を踏まえ検討いたします。

なお、昨年も両発電所の廃止に関するご提案をいただいておりますが、いずれの議案も株主のみなさまの反対多数で否決されております。

<第6号議案>

当社は、昨年11月、「福島第一原子力発電所の緊急安全対策」を策定し、労働環境の抜本的な改善をすすめております。具体的には、敷地内の除染やガレキの撤去などにより被ばく線量を低減するとともに、作業員の賃金改善に向けた取り組みや新たな厚生施設の設置など労働条件の整備をはかっております。

また、廃炉作業に従事する作業員の健康管理については、全員を対象として被ばく線量に応じた検査などを実施しており、当社はこの検査費用の一部を負担しております。

<第7号議案>

当社は、経営合理化のため、外部有識者を委員とする調達委員会による審査を受けながら、資材調達における競争調達比率の向上に取り組んでおります。しかしながら、廃炉作業に関する発注については、技術と品質を維持することはもとより、長期にわたる廃炉作業に必要な人材を確保する必要もあること等から、現在は大部分の発注を随意契約としております。

また、契約にあたっては、あらかじめ取引先の技術面や経営面等を審査するほか、施工実績のない工法や初めて購入する物品等については、工事の安全計画や取引先の品質保証体制も審査するなど、品質の確保に努めております。

<第8号議案>

エネルギー基本計画においては、資源の有効利用等の観点から再処理等の原子燃料サイクルの推進を基本的方針としております。この方針を踏まえ、当社は原子燃料サイクル事業を担う日本原燃株式会社と最大限協力してまいります。

なお、同社の再処理施設については、ガラス固化試験が完了し、現在、原

子力規制委員会による新規制基準への適合確認の審査が行われているところ
であります。

<第9号議案>

東通原子力発電所は、電力の安定供給等の観点から重要であると考えてお
ります。

なお、同発電所の今後の扱いについては、国のエネルギー政策に関する具
体的な議論や地域の方々をはじめとする社会のみなさまのご意見、当社の経
営状況等、さまざまな状況を踏まえ決定いたします。

<第10号議案>

当社は、原子力発電所において、放射性物質の除去や放射線量のモニタリ
ング等を実施し、関係法令等に基づき、放射性物質の厳格な放出管理に日々
取り組んでいるところであり、今後も周辺にお住まいの方々や環境に影響を
及ぼすことのないよう努めてまいります。

<第11号議案>

株主代表訴訟への補助参加等については、提訴内容等によっては当社の事
業運営に重大な影響を及ぼすおそれがあることに加え、会社が訴訟に参加す
ることが訴訟手続の円滑な進行に資する場合もあることなどから、事案に応
じて適切に判断してまいりたいと考えております。

以 上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使をされる場合は、当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスのうえ、議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権をご行使ください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

また、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

(2) 議決権は平成26年6月25日(水曜日)午後5時20分までにご行使ください。

(3) インターネットの利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。

(4) 不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。

(5) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電 話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

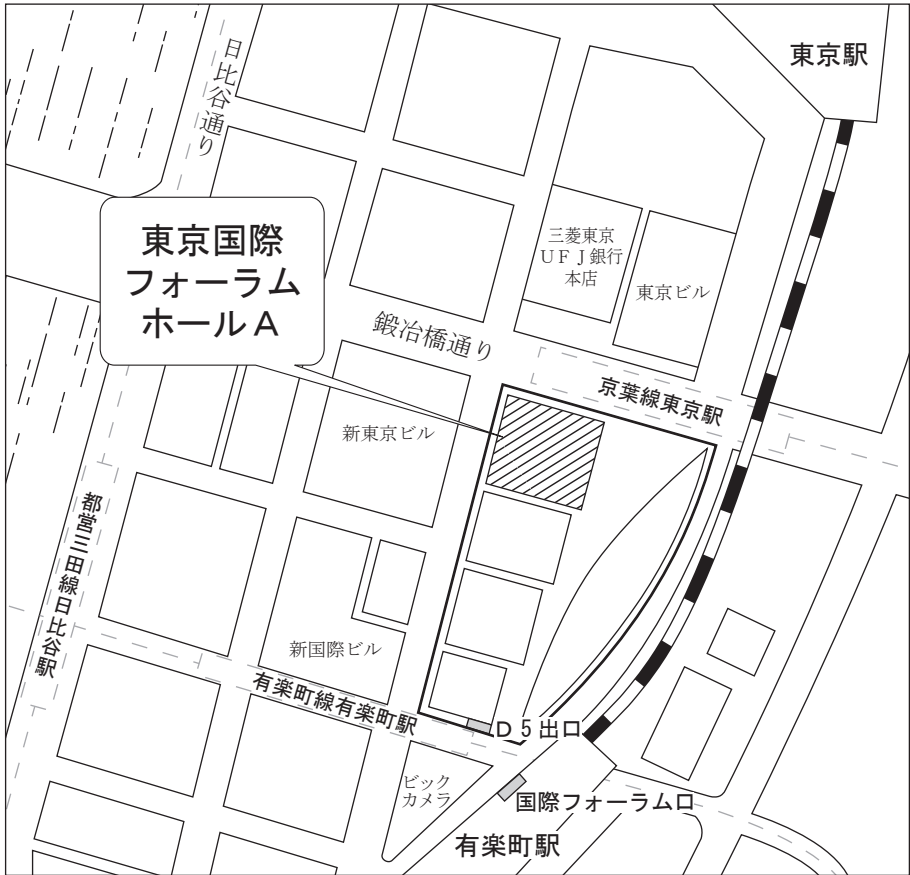
以 上

— メモ —

— メモ —

株主総会会場ご案内図

会場 東京国際フォーラム ホールA
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号



- 最寄駅・JR 有楽町駅（国際フォーラム口から徒歩3分）
京葉線東京駅（京葉地下丸の内口改札から徒歩2分）
- ・地下鉄 有楽町線有楽町駅（D5出口から徒歩3分）

- お願い・株主総会当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもって
お越しください。
- ・お車でのご来場はご遠慮願います。

証券コード：9501

平成26年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東 京 電 力 株 式 会 社
取締役会長 數 土 文 夫

「第90回定時株主総会開催ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年6月6日付で発送いたしました「第90回定時株主総会開催ご通知」の記載の一部に修正をすべき事項がございましたので、下記のとおり修正させていただきます。

敬 具

記

「第90回定時株主総会開催ご通知」9ページ

(下線部が修正箇所であります。)

修正前	修正後
なお、提案株主(328名)の議決権の数は、 <u>2,884</u> 個であります。	なお、提案株主(330名)の議決権の数は、 <u>2,886</u> 個であります。

以 上